

公益財団法人千里文化財団「国立民族学博物館友の会」会員規程

第1条 文化人類学・民族学並びに国立民族学博物館の普及を目的とし、千里文化財団（以下、「財団」）が国立民族学博物館（みんぱく）と市民のあいだのかけはしとなる会を設け、みんぱくの活動を支援する。その取り扱いについてはこの規程の定めるところによる。

第2条 本会の名称を「国立民族学博物館友の会」（以下「友の会」という。）、通称「みんぱく友の会」と称する。

第3条 友の会の事務局は、財団事務所に置くとともに、従たる事務局を必要な場所に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第4条 友の会に、維持会員、正会員、家族会員、ミュージアム会員、フリーパス会員、キャンパスメンバーズを置く。

2 会員には会員証を交付し、本人(法人を含む。)に限り使用することができるものとする。但し、キャンパスメンバーズには交付しない。キャンパスメンバーズの入館に際しては、学生証等をもって確認する。

第5条 入会の日から翌年の入会月の月末までの1年間を会員期間とする。但し、キャンパスメンバーズの会員期間は年度毎とし、年度途中の登録の場合はその年度の3月末までとする。

2 刊行物をさかのぼって希望される場合は、さかのぼって登録できる。

第6条 会費については、次のとおり年額とし、前納を原則とする。また、納入された会費の払い戻しはおこなわない。

- 1) 「博物館活動を支援する会員」
 - ・維持会員（個人、法人）一口100,000円
 - ・正会員（個人、法人）13,000円（海外会員 15,000円）
 - ・家族会員（正会員個人の同居家族に限る）2,000円
- 2) 「博物館を活用する会員」
 - ・ミュージアム会員（個人、法人）5,000円
 - ・みんぱくフリーパス（個人のみ）3,000円
- 3) キャンパスメンバーズ（利用者数に応じてことなる）

第7条 会費については、「博物館活動を支援する会員」の会費は法人会計に、「博物館を活用する会員」は当該公益目的事業に配賦する。

第8条 本規程の変更は、理事会で取り決める。その他「友の会」運営に必要な事項について、本規程に定めのないことについては、財団理事長が別に定める。

附則

この規程は、昭和52年5月10日から施行する。（発足）

この規程は、昭和58年11月1日から施行する。（千里文化財団設立）

この規程は、平成7年の11月1日から施行する。（会費値上げ）

この規程は、平成21年8月1日から施行する。（みんぱくフリーパス追加）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（キャンパスメンバーズ追加）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（ミュージアム会員等追加）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。（名称変更）